

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

【防災マップ】

粕屋西小学校から西側の地域では、ほぼ全域において3メートル未満の浸水が予想される。また、多々良川及び須恵川流域の一部の地域においては、5メートル未満の浸水被害が予想される。

【地震：J-SHS】

地震ハザードステーションの防災地図によると、当町では震度6強以上の地震が今後30年間で0.1～6%程度の確率で発生するとされている。特に柚須地区から酒殿地区は3～6%粕屋町のその他の地区よりも確率が高い。

【感染症】

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のような特異性のあるウイルスに対しては国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【その他】

粕屋町では、過去に梅雨前線に伴う豪雨により6名の死者が出るなど大きな被害も発生している。また平成21年には18戸の床上浸水、104戸の床下浸水の被害が発生している。

(2) 商工業者の状況

●商工事業業所数 1,458 事業所

●小規模事業所数 1,140 事業所

業種	商工業者	うち 小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	285	260	町内に広く分布している
製造業	126	92	町内に広く分布している
卸・小売業	303	223	町内に広く分布している
飲食・宿泊業	111	102	町内に広く分布している
サービス業	463	312	町内に広く分布している
その他	170	151	町内に広く分布している
業種合計	1,458	1,140	

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・防災計画の策定、防災マップの作成
- ・防災訓練の実施、自主防災組織への支援、出前講座の実施
- ・防災備品及び食糧の備蓄、民間企業との災害時応援協定の締結

②当会の取組

- ・発災後の融資あっせん
- ・事業者BCP策定セミナー（ワークショップ）の開催と計画策定支援
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定に関する専門家派遣

Ⅱ．課題

現状では、緊急時の取組についての漠然的記載に留まり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人材がいない。さらには、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等の職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ．目標

- 事前対策の必要性を周知する。地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させる。
- 協力体制マニュアルの整備を実施する。当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行う情報報告ルートを構築する。
- 連携体制を推進する。組織内や町関係機関と発災後、速やかな復興支援策が行える連携体制の構築を行う。
- 保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成を実施する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害保証等の損害保険等）について説明する。
- 会報や町広報、HP等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。

②当会の事業継続計画の作成

- 令和2年に事業継続計画を作成。

③関係団体との連携

- 連携先の福岡県商工会連合会のリスクマネジメント課に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスク予防診断からBCPの策定までのワンストップ支援事業を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

④フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を実施する。
- 当町と連携し、状況確認や改善点について協議する。

⑤当計画に係る訓練の実施

- 自然災害（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

- 発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
- LINEを利用し、職員の安否確認のほか、業務従事の可否、被害状況を当会と当町で共有する。
- 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒・職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊

急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- 豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する、等。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

被害規模の目安は下図を想定

大規模な被害がある	・地域内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地域内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

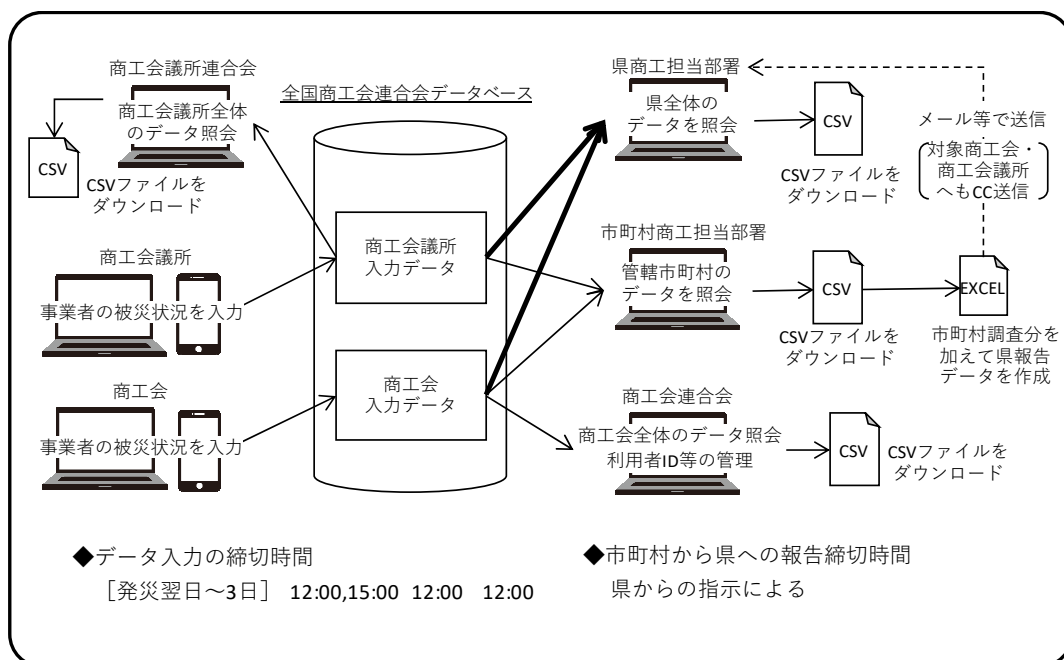
本計画により当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 1週間	1日2回程度共有する。
～ 4週間	2日に1回程度共有する。
～ 2か月	3日に1回程度共有する。
2か月以降 ～	必要に応じて共有する。

＜3. 発災時における連絡体制＞

- 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。商工会災害対応システムを活用する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- 当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会または当町より県の商工担当部署へ報告する。
- 当会は原則、当会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ報告する。
- 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有または報告を行う。
- 報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町

(1) システム利用可能時



県商工担当部署

経済産業局等

商工会連合会

商工会議所

市町村商工担当部署

商工会

◆報告締切時間
[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間
県からの指示による

様式Ⅰ

播磨県中小企業振興課報告書提出欄 ○□・○□宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keisai@nien.pref.fukujoka.lg.jp）】

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況

提出日： 令和〇年〇月〇日

団体名：
記入担当者：

被害箇所					被害状況		区分 (国庫・県道・市道)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	修理内及・修繕費、買入れ品等も追加。今ある被害で不足は追記してください。	
記入例	〇〇郡〇〇町〇丁目〇番地	—	〇〇〇〇〇製作所	製造業	約１０万円	工場内が浸水。調整機２台が利用できない状況。	国庫・市道等の被害に該当する場合は、 被災自治体の関係機関へ被害状況を届出。 国庫・市道等の被害に該当しない場合は、 関係自治体へ報告。
	△△市△△区△△番地	△△商店街	△△酒店	酒類売場	約１４０万円	店舗前の電柱柱が店側に倒れて倒壊。店舗半壊。在庫商品の約７割が被害。	
1							
2							
3							

※国庫・市道等に被害を被っている箇所は別紙枚数別に、別添録帳を提出していただく場合、※国庫が浸水しない場合はコピーしてご利用ください。
※既に被害者を扱っている被害箇所につきましても、その後の対象外被害状況等の修正の通知が特例した場合は、併せて被害金を取扱いします。

＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- 相談窓口の開設方法について当町と相談する。（当会は国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。）
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急対策時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について地区内小規模事業者へ周知する。

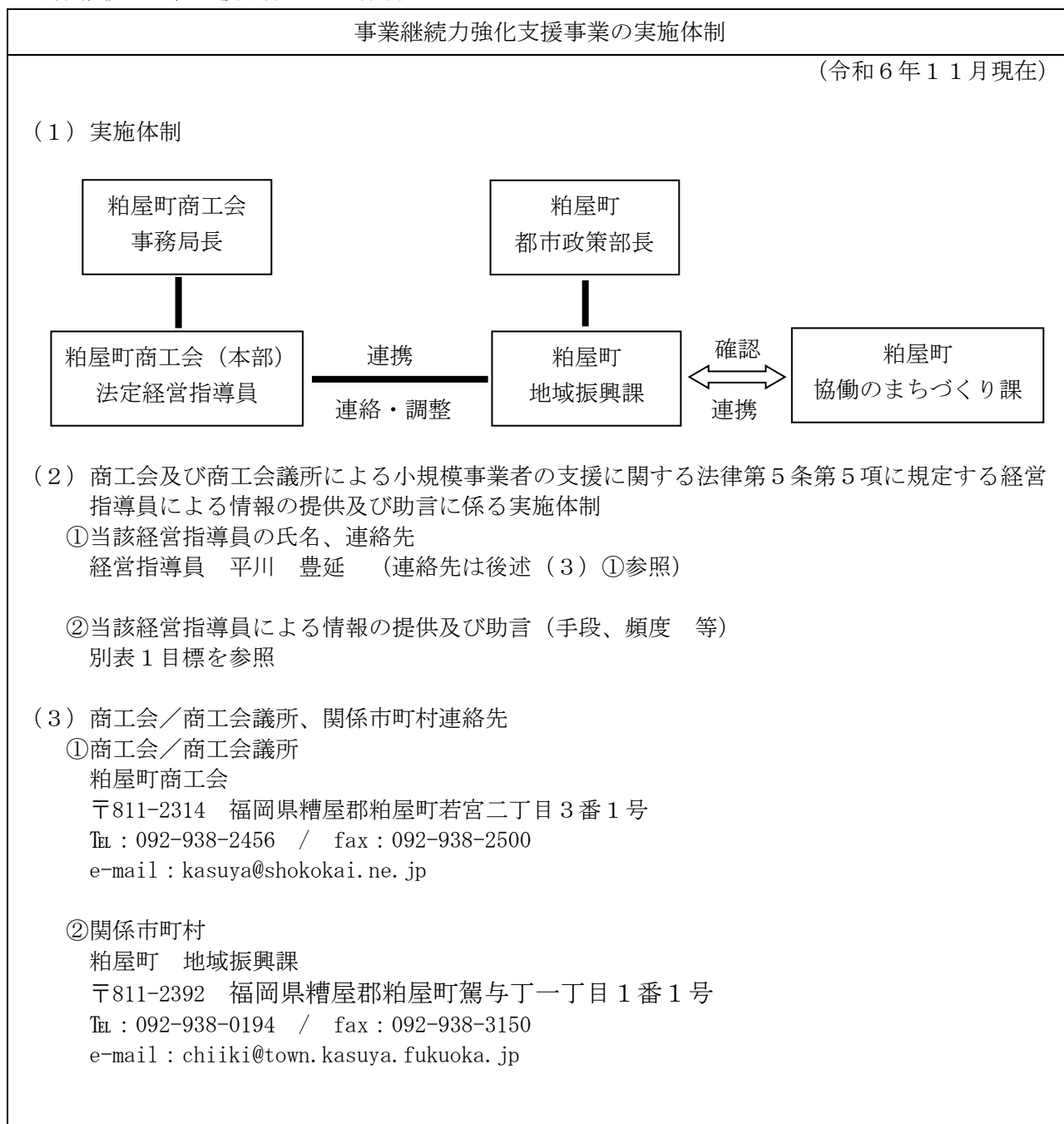
＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- 被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等を県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
広報費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
福岡県商工会連合会＜災害予防対策タスクチーム＞ (会長) 花田 稔之 (所在地) 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9 番 1 5 号 (電話番号) 092-622-7708
連携して実施する事業の内容
災害予防対策タスクチームと連携し、無料リスク予防診断から事業者 B C P 策定までのワンストップ支援事業を実施することにより、商工会が事業者の身近なリスクコンサルタントとしての役割を果たし、災害に負けない強い事業者を育成する。 <pre> graph TD subgraph Step1 [1 周知] U1[連合会] -- 周知依頼 --> C1[商工会] C1 -- ⑩周知巡回による説明 --> B1[事業者] end subgraph Step2 [2 リスク予防診断 課題抽出・分析] U2[連合会 統括] -- ⑨診断依頼 --> B2[事業者] B2 -- ⑪リスク喚起、対策案提案 --> U2 subgraph TaskTeam [【災害予防対策タスクチーム】] U2 --- C2[各商工会 伴走支援] U2 --- E2[民間保険会社] end end subgraph Step3 [3 BCP策定 申請] B3[事業者] -- ⑫策定支援 個別 --> E3[BCP策定専門家] E3 -- ⑬策定支援 フォロー --> U3[連合会] U3 -- ⑭実績報告 --> C3[商工会] end subgraph Step4 [4 計画実施] C4[商工会] -- ⑮定期的な見直し提案 伴走支援 --> B4[事業者] end B4 --> B5[災害に負けない強い事業者] </pre>

連携して事業を実施する者の役割

事業者BCPを作成するまでの災害リスクに対する啓蒙を行い、災害時の対応や事業早期回復のためにどのような必要があるかを認知してもらう前に、保険会社による無料リスク予防診断を行い、災害に負けないための計画作りの支援をワンストップで行う。

(商工会)

リスク回避に係る個別事業者ニーズの把握及び相談の一次対応。専門家（連携先）への取次
(福岡県商工会連合会<リスクマネジメント課>)

個別具体的なリスク回避方法の提供と専門的情報の提供

連携体制図等

